

勤退共発第85号-4

令和3年8月27日

(一社)全国建設業協会  
会長 奥村 太加典 殿

独立行政法人勤労者退職金共済機構

理事長 水野 正 望



### 建設業退職金共済制度の掛金日額等の改定について

建設業退職金共済制度の運営につきましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

建設業退職金共済制度は、建設業界における労働福祉対策の一環として、昭和39年に創設されて以来、255万人の建設労働者の方々に1兆8千8百億円の退職金を支給させていただくことができました。また、現在、17万の事業所、217万人の労働者の方々が本制度に加入していただいております。これらは、ひとえに貴職のご指導とご協力の賜と深く感謝の意を表す次第であります。

さて、本制度につきましては、近年の超低金利の状況の下で、将来にわたって安定的な制度運営を行っていくため、厚生労働省労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会の取りまとめを受けて、中小企業退職金共済法施行令が改正され、本年10月1日から、退職金額の算定基礎となっている予定運用利回りが3.0%から1.3%に引き下げられることとなりました。また、あわせて、予定運用利回りの引き下げに伴い低下する退職金水準を確保する観点から、同じく本年10月1日から、掛金日額を現行の310円から320円に改定させていただくことといたしました。

当機構におきましては、今回の改定について周知を進めるとともに、本制度の普及、促進等に向けてより一層努力する所存でございますので、貴団体におかれましても一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

雇均発 0518 第1号  
令和3年5月18日

独立行政法人勤労者退職金共済機構理事長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
(公印省略)

### 中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令の施行について

建設業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額の改定に係る中小企業退職金共済法施行令の一部を改正する政令(令和3年政令第151号。以下「改正令」という。)が令和3年5月6日に公布され、同年10月1日から施行することとされた。

下記の改正の主な内容について御了知の上、その取扱いに遺漏なきようにするとともに、引き続き同制度の加入促進に取り組まれない。

### 記

#### 第1 改正の趣旨及び経緯

特定業種退職金共済制度の退職金の額は、中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)第85条に基づき、少なくとも5年ごとに、退職金額の支給に要する費用及び収入運用の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとされており(以下この検討を「財政検証」という。)、令和2年8月26日の労働政策審議会勤労者生活分科会中小企業退職金共済部会において財政検証の結果がとりまとめられた。

これによると、建設業退職金共済制度については、累積剰余金が今後より一層減少することが見込まれていることから、制度の魅力を維持しながら、できるだけ制度の安定的な運営を図るべく、予定運用利回りを現行の3.0%から1.3%に引き下げるのが適当とされた。

また、林業退職金共済制度については、累積欠損金解消計画(平成17年10月1日独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)林業退職金共済事業本部)の解消年限である令和4年度末までには、累積欠損金は解消されない見込みであり、できるだけ早期に累積欠損金を解消し、制度の安定的運営を図るために、予定運用利回りを現行の0.5%から0.1%に引き下げるのが適当とされた。

これを踏まえ、建設業退職金共済制度及び林業退職金共済制度の退職金額の改定に係る改正令が同年5月6日に公布された。

#### 第2 改正の内容

##### 1. 退職金額の変更

① 建設業退職金共済制度について、予定運用利回りを3.0%から1.3%に引き下げる  
こととし、これに対応して、退職金額の算定に用いる、掛金納付月数ごとの退職  
金額を変更することとしたこと（別表第6の改正）。

※ なお、当該制度の掛金日額について、機構が定める特定業種退職金共済規程を  
変更し、令和3年10月1日付けで、310円から320円に引き上げることとされ  
ている。

② 林業退職金共済制度について、予定運用利回りを0.5%から0.1%に引き下げる  
こととし、退職金額の算定に用いる、掛金納付月数ごとの退職金額を変更するこ  
ととしたこと（別表第8の改正）。

## 2. 掛金納付月数の通算に用いる額の変更

被共済者が特定業種共済制度間を移動した場合等に行う掛金納付月数の通算につ  
いて、1の改正に伴い、掛金納付月数の通算に用いる掛金納付月数ごとの額を変更す  
ることとしたこと（別表第9及び別表第11の改正）。

## 3. 経過措置

予定運用利回りが引き下げられることに伴い、施行日前の加入者に係る退職金額を  
保全するために必要な経過措置を設けるもの等としたこと（附則第2条から第6条ま  
で）。

(参考)

中小企業退職金共済制度における退職金額の予定運用利回り及び掛金額について

		予定運用利回り	掛金額
一般の中小企業退職金共済制度		1.0% (H14.11.1～)	月額 5,000～30,000 円 (※1)
特定業種 退職金共 済制度	建設業退職金共済制度	1.3% (R3.10.1～)	日額 320 円
	清酒製造業退職金共済制度	2.3% (H12.7.1～)	日額 300 円
	林業退職金共済制度	0.1% (R3.10.1～)	日額 470 円

(※1) 掛金月額は、5,000～30,000 円の範囲内で事業主が選択する。

(※2) 掛金日額は、機構が作成する特定業種退職金共済規程（厚生労働大臣認可）において、事業ごとに一律に定められている。



令和3年10月1日から

# 建退共の制度が 一部かわります。

中小企業退職金共済法施行令の一部が改正され、令和3年10月1日から施行されるに伴い  
建退共の制度が下記のとおり変更されます。

## I 建退共の掛金日額を改定いたします。

退職金給付水準を維持するため掛金日額を310円から320円に改定いたします。

## II 予定運用利回りの引き下げに伴い、退職金額が改定されます。

1. 制度の安定的な運営を図るため、予定運用利回りが現行の3.0%から**1.3%**に変更されます。
2. 現在、加入されている方の令和3年9月末までの掛金納付分は、従来通りの予定運用利回りが保証されます。
3. 令和3年10月1日以降の掛金納付分については、予定運用利回り1.3%で算定された退職金額となります。

新退職金額早見表(掛金日額320円で計算、令和3年10月1日以降に加入した場合)

掛金納付年数(月数)	退職金額	掛金納付年数(月数)	退職金額
1年(12月)	24,192円	25年(300月)	2,474,439円
2年(24月)	161,280円	30年(360月)	3,038,919円
5年(60月)	414,087円	35年(420月)	3,641,031円
10年(120月)	893,559円	40年(480月)	4,268,007円
20年(240月)	1,933,479円	45年(540月)	4,913,127円

- ・証紙及び退職金ポイント21日を1月と換算します。
- ・掛金納付月数が12月以上24月未満の場合、退職金額は掛金納付額の3～5割程度となります。  
(本人死亡による遺族請求の場合、退職金額は掛金相当額となります。)

## III 共済証紙の図柄が変わります。

令和3年10月1日以降、金融機関で販売する証紙は、320円になります。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 **建設業退職金共済事業本部**

お問い合わせ 建退共本部 TEL : 03-6731-2831 FAX : 03-6731-2895 / 各都道府県支部

建退共本部ホームページ

<http://kentaikyo.taisyokukin.go.jp/>



# 制度改正に伴う手続き

## 1 令和3年10月1日以降は新しい共済証紙しか販売しておりません。

令和3年10月1日以降は、310円証紙は販売いたしませんので、令和3年9月30日までの就労分については必要数を見込みで9月30日までに購入してください。

[1日券]  
320円



[10日券]  
3,200円



(注)現物は赤色(中小企業用)、青色(大手企業用)で印刷されています。

## 2 310円証紙は320円証紙と交換できます。

310円証紙がお手元に残っている場合は、最寄の金融機関で「共済契約者証」を提示し、次の期間内に証紙の交換を申し出てください。(※一部取扱いのない店舗もございますので、金融機関へご確認ください。)

交換期間	取扱い窓口
令和3年10月1日～令和3年12月末日	金融機関(代理店)
令和4年1月1日～令和5年9月末日	建退共事業本部のみ

※建退共事業本部での交換は、新証紙1枚分に満たない端数は切り捨てとなりますので、令和3年12月末日までの間において、金融機関にて交換するようお願いいたします。

## 3 令和3年10月1日以降は310円証紙を電子申請方式の退職金ポイントに交換することはできません。

310円証紙を退職金ポイントに交換する場合は、令和3年9月30日までに申請いただくか、令和3年10月1日以降、一度320円証紙に交換した後、退職金ポイントに交換していただくこととなりますので、ご注意ください。(既に購入済みの退職金ポイントについては、令和3年10月以降の就労実績分は自動的に320円で付与されるため、ポイントの交換は必要ありません。)

## 4 共済手帳はそのままお使いください。

- 1 令和3年9月末日までに発行された共済手帳はそのままご使用ください。現在お持ちの共済手帳は証紙の貼付が満了するか、表紙に記載されている次回更新時期が到来するまで(次回更新時期の記載がない場合は手帳交付日から2年を経過するまで)更新手続きは必要ありません。
- 2 令和3年9月末日までの就労分は310円証紙を、令和3年10月1日からの就労分は320円証紙を貼付してください。
- 3 令和3年10月以降に発行された共済手帳には310円証紙を貼付することはできませんので、更新の際は、9月30日までの就労分の貼付もれがないようご注意ください。